

令和8年9月1日

令和8年網走市議会第3回定例会 議案

令和8年網走市議会第3回定例会議案

番号	議案番号	件 名
1	認定第1号	令和7年度網走市各会計歳入歳出決算について
2	認定第2号	令和7年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3	認定第3号	令和7年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4	認定第4号	令和7年度下水道事業会計の利益の処分及び決算について
5	議案第1号	令和8年度網走市一般会計補正予算
6	議案第2号	令和8年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
7	議案第3号	令和8年度網走市介護保険特別会計補正予算
8	議案第4号	令和8年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
9	議案第5号	令和8年度網走市下水道事業会計補正予算
10	議案第6号	網走市公園条例の一部を改正する条例制定について
11	議案第7号	網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
12	議案第8号	網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
13	議案第9号	網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について
14	議案第10号	網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
15	議案第11号	網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
16	議案第12号	市道の路線認定及び廃止について
17	議案第13号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
18	議案第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

認定第 1 号

令和7年度網走市各会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和7年度網走市各会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第2号

令和7年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和7年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第3号

令和7年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和7年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第4号

令和7年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和7年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 1 号

令和 8 年度網走市一般会計補正予算

令和 8 年度網走市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 291,383 千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,024,809 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		2,862,902	15,000	2,877,902
	2.国 庫 補 助 金	531,998	15,000	546,998
17.道 支 出 金		1,686,333	68,140	1,754,473
	2.道 補 助 金	692,176	68,140	760,316
20.繰 入 金		2,127,437	144,142	2,271,579
	1.基 金 繰 入 金	2,103,486	144,142	2,247,628
21.繰 越 金		30,000	24,101	54,101
	1.繰 越 金	30,000	24,101	54,101
23.市 債		2,329,900	40,000	2,369,900
	1.市 債	2,329,900	40,000	2,369,900
歳 入 合 計		27,733,426	291,383	28,024,809

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		3, 429, 909	1, 000	3, 430, 909
	1. 総 務 管 理 費	3, 069, 386	1, 000	3, 070, 386
3. 民 生 費		7, 210, 809	2, 613	7, 213, 422
	1. 社 会 福 祉 費	3, 625, 371	2, 613	3, 627, 984
4. 衛 生 費		1, 984, 355	75, 065	2, 059, 420
	1. 保 健 衛 生 費	967, 410	66, 577	1, 033, 987
	2. 環 境 衛 生 費	1, 016, 945	8, 488	1, 025, 433
6. 農 林 水 産 業 費		1, 304, 427	90, 140	1, 394, 567
	1. 農 業 費	1, 042, 093	90, 140	1, 132, 233
7. 商 工 費		2, 946, 913	92, 565	3, 039, 478
	1. 商 工 費	2, 516, 318	92, 565	2, 608, 883
8. 土 木 費		3, 778, 828	30, 000	3, 808, 828
	1. 道 路 橋 梁 河 川 費	2, 176, 773	30, 000	2, 206, 773
歳 出 合 計		27, 733, 426	291, 383	28, 024, 809

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法 利 率 償 還 の 方 法
総務管理事業債	千円 188,600	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等又は元金均等償還。	千円 188,600	補正前に同じ
社会福祉事業債	6,700	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	6,700	
児童福祉事業債	6,600	財政融資資金			6,600	
環境衛生事業債	24,200	地方公共団体			24,200	
保健衛生事業債	124,900	金融機構			124,900	
農業債	68,100	北海道			90,100	
労働事業債	54,900	都市職員共済組合			54,900	
道路橋梁事業債	960,700	地方職員共済組合			978,700	
港湾事業債	134,700	北海道市町村振興協会			134,700	
河川整備事業債	100,000	北海道市町村備荒資金組合			100,000	
公園整備事業債	97,600				97,600	
公営住宅事業債	141,900				141,900	
学校教育事業債	90,400	その他			90,400	
社会教育事業債	24,900	銀行等引受資金			24,900	
学校給食事業債	5,700				5,700	
借換債	300,000				300,000	
計	2,329,900				2,369,900	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 8 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 8 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 40,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,954,143 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7.繰越金		0	40,473	40,473
	1.繰越金	0	40,473	40,473
歳 入 合 計		3,913,670	40,473	3,954,143

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総務費		104,049	40,473	144,522
	1.総務管理費	104,049	40,473	144,522
歳 出 合 計		3,913,670	40,473	3,954,143

議案第 3 号

令和 8 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 8 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 256,114 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,985,614 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4.国 庫 支 出 金		851,881	2,612	854,493
	2.国 庫 補 助 金	244,116	2,612	246,728
8.繰 入 金		660,318	111,791	772,109
	1.他 会 計 繰 入 金	607,718	2,613	610,331
	2.基 金 繰 入 金	52,600	109,178	161,778
10.繰 越 金		0	141,711	141,711
	1.繰 越 金	0	141,711	141,711
歳 入 合 計		3,729,500	256,114	3,985,614

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総 務 費		105,109	5,225	110,334
	1.総 務 管 理 費	64,467	5,225	69,692
4.基 金 積 立 金		6,056	141,711	147,767
	1.基 金 積 立 金	6,056	141,711	147,767
6.諸 支 出 金		2,350	109,178	111,528
	1.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,550	109,178	110,728
歳 出 合 計		3,729,500	256,114	3,985,614

議案第 4 号

令和 8 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 8 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 960 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 915,881 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.繰入金		210,696	600	211,296
	2.基金繰入金	200	600	800
6.繰越金		0	360	360
	1.繰越金	0	360	360
歳入合計		914,921	960	915,881

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.後期高齢者医療広域連合 納付金		873,496	960	874,456
	1.後期高齢者医療広域連合 納付金	873,496	960	874,456
歳出合計		914,921	960	915,881

議案第5号

令和8年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和8年度網走市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第6条に定めた、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
汚水処理施設等包括的維持管理業務 委託契約	令和 9年度から 令和11年度まで	5 7 6， 0 0 4 千円

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第6号

網走市公園条例の一部を改正する条例制定について

網走市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市公園条例の一部を改正する条例

網走市公園条例（昭和52年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）に次のように加える。

名 称	位 置	区 域
oidoyo公園	網走市大曲2丁目	別図（省略）
美しが丘公園	網走市潮見1丁目	
サン潮見公園	網走市字潮見	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「64,500円」を「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)第109条の4第4項に定める額」に改める。

第4条第1項第1号中「当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円」を「令第109条の4第2項第1号に定める額」に改め、同項第2号ア中「当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円」を「令第109条の4第2項第2号イに定める額」に改め、同号イ中「7,700円」を「令第109条の4第2項第2号ロに定める額」に改め、同号ウ中「当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円」を「令第109条の4第2項第2号ハに定める額」に改める。

第8条中「当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭」を「当該作成単価が令第109条の8に定める額」に改める。

第11条中「当該金額が3,020円を超える場合には、3,020円」を「当該作成単価が令第110条の4第2項第1号により算出された金額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第8号

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定 について

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「全」を「前」に改める。

第5条第2項中「印影と印影以外の事項とを」を「印影及び印影以外の事項を」に改め、「この場合において、」の次に「印影及び」を加える。

第11条第2項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。）」を加える。

第12条第2項中「（以下「個人番号カード」という。）」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）」を加える。

第13条の2第1号中「「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の提供を受けた印鑑登録者 個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第2項及び第13条の2第1号の改正規定は、令和8年6月14日より適用する。

議案第9号

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

網走市ふるさと寄附条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「特産品等の贈呈」を「返礼品等の送付」に改め、同条中「の住所及び寄附金の額」を削り、「別表のとおり特産品等を贈呈」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき総務大臣が定める基準に適合する返礼品等を送付」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第10号

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条に見出しとして「（児童対象性暴力等の防止）」を付し、同条中「削除」を「家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。」に改める。

第18条第7号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を、「小規模

保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は」を「、」に改め、「看護師」の次に「又は准看護師（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第10項」の次に「第1号」を加える。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する」及び「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則（令和6年条例第23号）第2条中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、同条中「第47条第2項」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を、「第47条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則（令和6年条例第23号）第2条の次に次の1条を加える。

第3条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当

分の間、改正後の第33条第2項並びに第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第33条第2項並びに第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則（令和7年条例第5号）第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、附則第2条の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第11号

網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について

網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第22号）の一部を
次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の
規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等
の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等
をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児
を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配
性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認
（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第12号

市道の路線認定及び廃止について

道路法第8条及び第10条の規定により、市道の路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和8年9月1日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

1. 廃止する路線

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
525	天都山南線	網走市字天都山209番1地先 道道大観山公園線分岐 網走市字潮見49番1地先 市道潮見天都山線接続	

2. 認定する路線

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
525	天都山南線	網走市字天都山209番1地先 道道大観山公園線分岐 網走市字潮見49番8地先 市道潮見天都山線接続	

議案第 13 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、丸実辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書(案)

北海道 網走市 丸実辺地
(辺地の人口 66人、面積 20.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字丸万、実豊
- (2) 地域の中心の位置
網走市字丸万120番地
- (3) 辺地度点数
188点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 ～ 安全な通行を確保するため、路線の改修工事を行う。
山里浜小清水線:改修 延長1,500m
北浜丸万川沿線:改修 延長1,500m

3. 公共的施設の整備計画 令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (山里浜小清水線 外1件)	網走市	(274,000) 146,000	0	(274,000) 146,000	(274,000) 146,000
合計		(274,000) 146,000	0	(274,000) 146,000	(274,000) 146,000

議案第 14 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、音根内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書(案)

北海道 網走市 音根内辺地
(辺地の人口 167人、面積 18.7km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字音根内
- (2) 地域の中心の位置
字音根内1番地27号
- (3) 辺地度点数
184点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 ～ 安全な通行を確保するため、路線の改修工事を行う。
音根内川沿線:改修 延長1,350m

3. 公共的施設の整備計画 令和8年度から 令和12年度までの 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (音根内川沿線)	網走市	114,000		114,000	114,000
合計		114,000		114,000	114,000